

2011
5

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部



国営武藏丘陵森林公園

CONTENTS

平成23年度労働基準行政の重点対策	2	埼玉労働局からのお知らせ(11)	14
埼玉労働局人事異動	7	職場における	
埼玉労働局の安全衛生課が ～平成23年4月1日から～ 健康安全課に名称変更します	10	熱中症予防対策の徹底について	16
機械による 労働災害防止対策を強化するため 労働安全衛生規則を改正しました	11	中小企業雇用安定化奨励金と 短時間労働者均衡待遇推進等助成金が 平成23年4月に統合予定です！	17
被災された事業主の方へ	12	全国安全週間説明会日程	19
		各種講習会・行事	19

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

平成23年度労働基準行政の重点対策

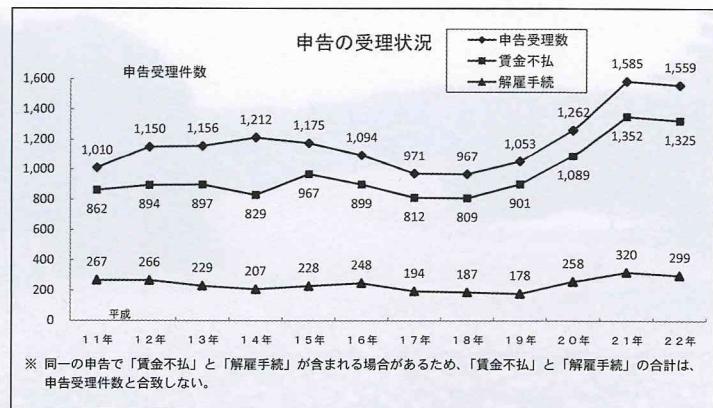
埼玉労働局労働基準部

厳しい雇用情勢が続く中で、法定労働条件の遵守徹底と労働条件の向上・労働環境の改善に向け、労働条件の確保・改善対策、最低賃金対策、職場における安全と健康の確保対策及び迅速・適正な労災補償などを積極的に推進します。

労働条件の確保・改善のために

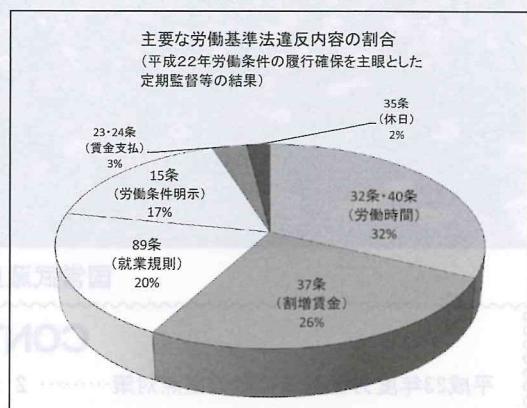
申告等の迅速・的確な対応

- 労働基準関係法令上の問題が認められる賃金不払、解雇等に係る労働者からの申告・相談、また、倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者への未払賃金立替払について、迅速・的確に対応します。



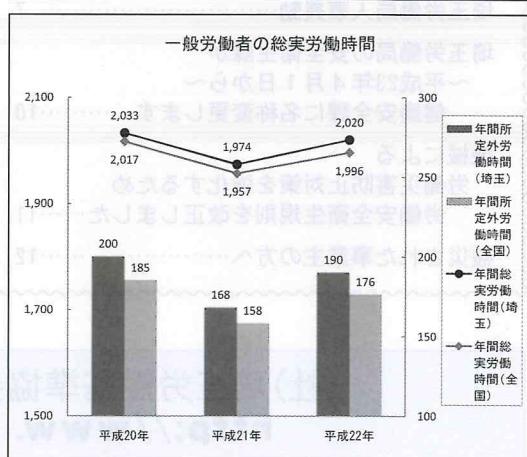
法定労働条件の履行確保

- 監督指導における主要な労働基準法違反の状況は、労働時間が全体の3分の1を占め、次いで割増賃金、就業規則、労働条件明示となっています。このため、労働者からの投書や相談などにより把握した労働条件に問題のある事業場等に対し、法定労働条件の履行確保に向け労働時間管理の適正化、長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消等について、監督指導等により是正改善の徹底を図ります。



適正な労働条件の整備

- 労働時間等の設定改善に向けた労働時間設定改善コンサルタントの助言・援助等や、労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成、労働時間等見直しガイドラインの周知等によって、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図ります。



最低賃金等の履行確保のために

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

- 埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、及び特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の履行を確保するため、あらゆる機会を通じ周知に努め、また効果的な監督指導を実施します。

種類	時間額(円)	発効日
埼玉県最低賃金	750	22.10.16
特定（産業別）最低賃金	非鉄金属製造業	817
	電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821
	輸送用機械器具製造業	832
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	829
	各種商品小売業	790
	自動車小売業	831

- 最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、「最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）」を2通作成し、所轄の労働基準監督署を経由して埼玉労働局長に提出して下さい。

減額特例を受けられる労働者	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
	試の使用期間中の者
	基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者
	軽易な業務に従事する者
	断続的労働に従事する者

家内労働法を守りましょう！

- 家内労働を委託する場合の最低工賃は、事業の種類・作業ごとに決められています。

最低工賃については、委託者団体、広報機関等を通じて周知に努めます。

また、家内労働者への工賃支払や家内労働手帳の交付の徹底など、家内労働法の履行確保に努めます。

事業の種類	作業等
電気機械器具製造業	リード線、トランス、印刷回路基板等の穴通し、はんだ付け等の作業
足袋製造業	並級の4枚こはぜの婦人用足袋の縫い、仕上げ等の作業
縫製業	まつり、カギホック付け、ボタン付け等の作業
紙加工品製造業	組立箱の組立、サックはり箱の折曲、のり付けの作業
革靴製造業	紳士靴及び婦人靴の製甲及び底付けの作業

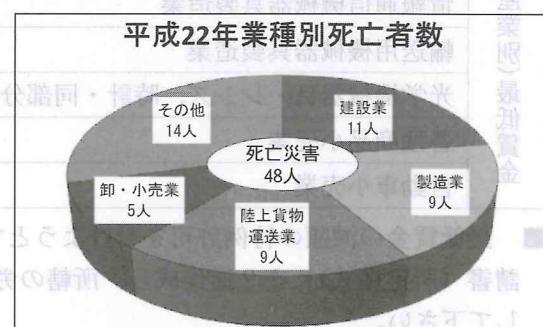
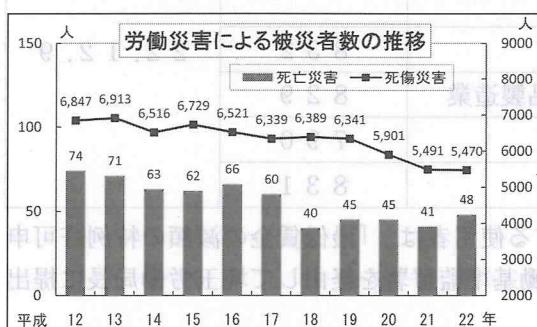
労働災害防止のために

「災害ゼロからリスクゼロ」を目指して 埼玉第11次労働災害防止計画の推進

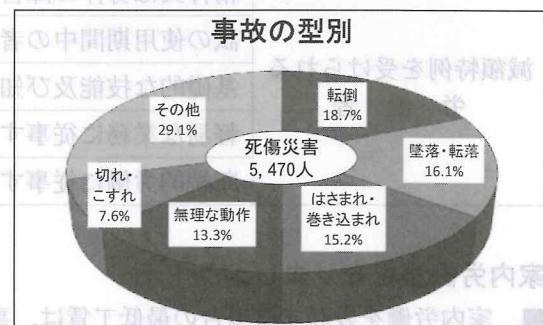
■ 労働災害の減少を図るため、平成20年度に策定した埼玉第11次労働災害防止計画（平成20年～24年度迄の5ヶ年計画）に基づき、計画の最終年である平成24年において、

- ① 死亡災害については、平成19年と比較して20%以上減少させること
- ② 休業4日以上の災害については、平成19年と比較して15%以上減少させること
- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させること

を目標に設定し、労働者の安全と健康確保対策を進めています。



平成22年死傷（休業4日以上） 災害の業種別・事故の型別内訳



注1) 死傷者数は、平成18年までは労災保険給付データ、平成19年からは労働者死傷病報告のデータにより集計したものである。

注2) 平成22年の死傷（休業4日以上）災害は、平成23年2月末現在での未確定数値である。

注3) 平成22年の死亡災害は、平成23年3月15日現在での速報値である。

業種	職種	職能	職務
業種の表記	職種の表記	職能の表記	職務の表記
業種の表記	職種の表記	職能の表記	職務の表記
業種の表記	職種の表記	職能の表記	職務の表記
業種の表記	職種の表記	職能の表記	職務の表記

リスクアセスメントの促進

- 平成23年度においては、労働災害が多発している業種や事業場を重点に、機械災害や墜落・転落等の災害防止対策を一層推進するとともに、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進など、事業場の自主的安全衛生活動の取組を促進します。

リスクアセスメントの実施について

- 事業主は、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければなりません。(労働安全衛生法第28条の2)
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表しています。(埼玉労働局ホームページから厚生労働省の該当ページにリンクできます。)

快適職場と健康確保のために

心身とも健康で働く職場に向けて 過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策

- 働く人の健康確保のため、過重労働による健康障害防止対策及び職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度の周知徹底を図ります。

長時間労働者への医師による面接指導とは

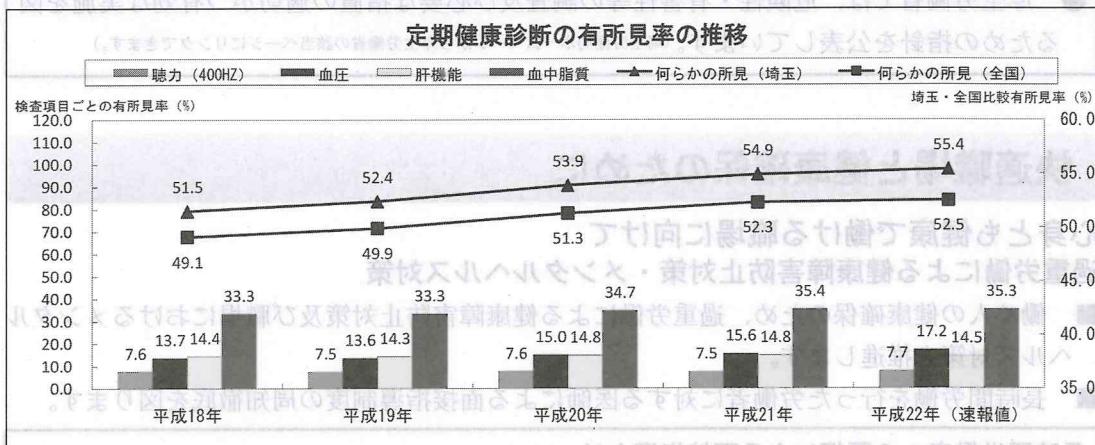
- 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。
 - 事業者は、次の①又は②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。
 - ① 長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合等)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者(申出を受けて実施)
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者
 - 面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- ※労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を埼玉労働局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

- 厚生労働省では、事業場において労働者の心の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう「メンタルヘルスケア指針」(平成18年3月策定)を公表しています。(メンタルヘルス対策に関する情報は、厚生労働省や埼玉労働局のホームページの「こころの耳」に掲載されていますので、ご活用ください。)
 - 県内の各地地域産業保健センターにおいては、規模50人未満の小規模事業場の支援として、長時間労働者に対する面接指導やメンタルヘルスについての「健康相談」に無料(2回目は有料になる場合があります)で応じています。
- また、埼玉産業保健推進センターでは「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、

事業場のメンタルヘルス対策についてのアドバイスなどを行っています。

健康確保対策

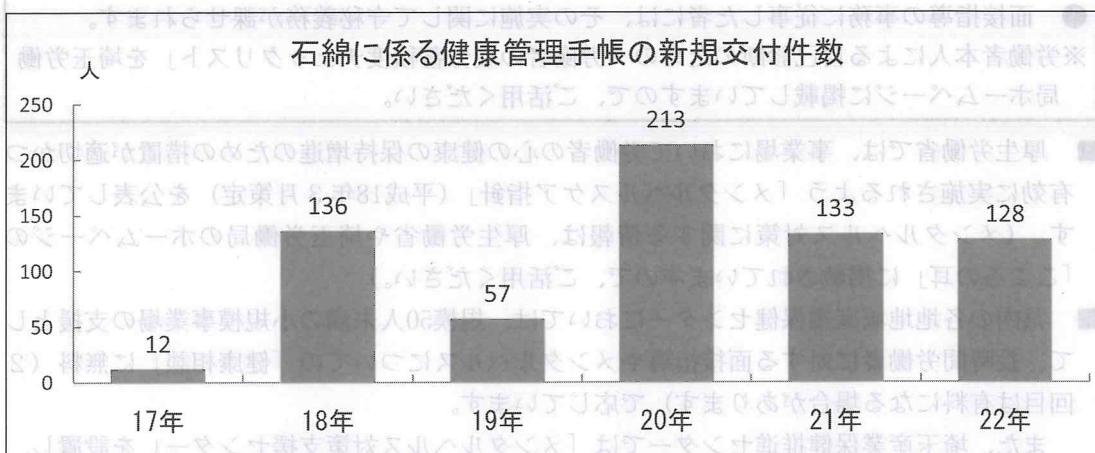
■ 定期健康診断の実施結果によると、何らかの所見を有する者（有所見者）の割合（有所見率）は年々増加しており、過半数を超えていました。また、定期健康診断の結果異常所見があると診断された場合は、事業者は医師等から意見を聴いたり事後措置の検討なども必要となります。このため、小規模事業場については、地域産業保健センターを活用することによる健康診断実施後の意見聴取や脳心臓疾患のリスクが高いとされた労働者への保健指導の実施を推進します。また、事業場における産業保健スタッフ（産業医・衛生管理者等）の産業保健活動を活性化するため、埼玉産業保健推進センターの活用を促進します。



アスベスト・粉じん等による健康障害防止対策

■ アスベスト健康障害対策については以下の対策を中心に推進します。
 石綿使用建築物等の解体時等におけるばく露防止対策の徹底
 アスベスト製品の製造等全面禁止の徹底
 石綿健康診断の実施等による健康管理対策及び健康管理手帳制度の周知

■ 粉じん障害防止の総合対策に基づきじん肺の予防対策を推進するとともに、熱中症の防止、酸素欠乏症等の防止対策を推進します。

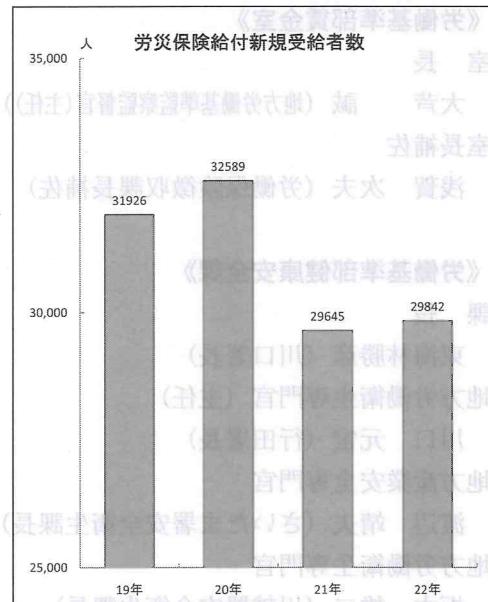
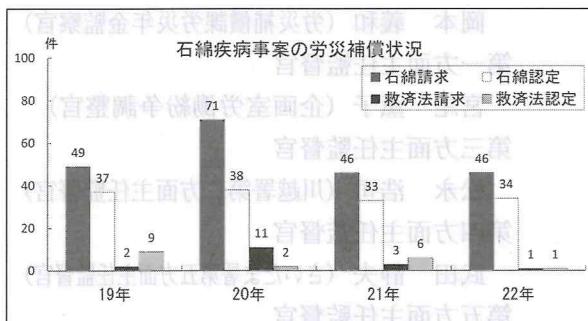
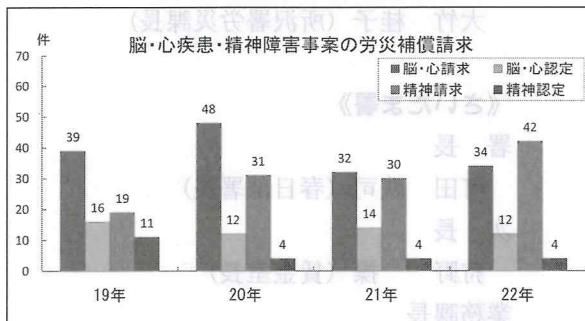


迅速・適正な労災補償のために

平成22年における労災保険給付全体の新規受給者数は約3万人と、全国的にも高い数値を示しています。また、脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案に係る労災請求件数は、前年と比べて精神障害事案が大幅に増加しており、依然として高い水準にあります。

これら労災請求に対して、早期処理のための組織的取組を一層推進すること等により、迅速・適正な保険給付事務を進めていきます。

また、特別遺族給付金の請求期限が平成24年3月27日であることから、引き続き労働者等に対し、改正法の内容をはじめとして石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の周知の徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨に努めます。



埼玉労働局人事異動

(平成23年4月1日付け)

官門(全)は旧官職

《総務部企画室》(川口署) 国枝 錦高
室長補佐

松本桂一郎(川口署次長) 夫婦 慶

労働紛争調整官

岡部 雅紀(秩父署監督・安衛課長)

《総務部徵収課》

課長補佐

嶋田 淳(労災補償課地方労災補償監察官)

労働保険徵収課・労災補償課費用徵収専門官併任

江原 政志(労働保険徵収課特別徵収専門官)

特別徵収専門官

飯田 正幸(秩父署労災課長) 理財

地方徴収専門官

岡村美智子（春日部署労災保険給付調査官）

《労働基準部監督課》

地方労働基準監察監督官（主任）

坪内 幸一（秩父署長）

地方労働基準監察監督官

塩野 七重（さいたま署第一方面主任監督官）

特別司法監督官

大鷲 亨（所沢署第一方面主任監督官）

《労働基準部賃金室》

室 長

大芦 誠（地方労働基準監察監督官（主任））

室長補佐

浅賀 次夫（労働保険徴収課長補佐）

《労働基準部健康安全課》

課 長

東海林勝彦（川口署長）

地方労働衛生専門官（主任）

川口 元宏（行田署長）

地方産業安全専門官

渡辺 靖夫（さいたま署安全衛生課長）

地方労働衛生専門官

坂本 雄二（川越署安全衛生課長）

《労働基準部労災補償課》

課 長

木村 聰（栃木労働局労災補償課長）

労働者災害補償保険審査官（主任）

根岸 豊（労働者災害補償保険審査官）

労災管理調整官

金澤 弘夫（労災補償課地方労災補償監察官）

地方労災補償監察官（主任）

金井 裕子（労働者災害補償保険審査官）

労働者災害補償保険審査官

服部 伸行（総務課長補佐）

労働者災害補償保険審査官

嶋野 寛（労災補償課地方労災補償監察官）

地方労災補償監察官

芝田 栄郎（労災補償課地方労災医療監察官）

地方労災補償監察官

萩原ミドリ（さいたま署労災第一課長）

地方労災医療監察官

小林 和子（労災補償課地方社会復帰指導官）

労災年金監察官

塩野 朗（春日部署労災第一課長）

地方職業病認定調査官

田村 元信（労災補償課労災保険給付調査官）

労災保険給付調査官

大竹 桂子（所沢署労災課長）

《さいたま署》

署 長

町田 映司（春日部署長）

次 長

狩野 操（賃金室長）

業務課長

岡本 義和（労災補償課労災年金監察官）

第一方面主任監督官

宮尾 薫子（企画室労働紛争調整官）

第三方面主任監督官

松永 浩司（川越署第二方面主任監督官）

第四方面主任監督官

武田 静夫（さいたま署第五方面主任監督官）

第五方面主任監督官

泉 義徳（さいたま署第一方面）

安全衛生課長

小林 雅彦（春日部署安全衛生課長）

労災第一課長

笹本 孝弘（さいたま署労災第二課長）

労災第二課長

廣澤 祐（さいたま署業務課長）

地方産業安全専門官

高橋 寿匡（秩父署地方産業安全専門官）

労災認定調査官

駒 悅夫（さいたま署労災保険給付調査官）

労災保険給付調査官

平田 広（総務課人事係長）

《川口署》

署長 (賀澤未央) 高橋 勝規
 高橋 完治 (さいたま署次長) 塚山 誠
 次長 (賀澤未央) 馬場 一明 (川越署第一方面主任監督官)
 第二方面主任監督官
 三嶋 伸広 (さいたま署第三方面主任監督官)
 第三方面主任監督官
 須永美奈子 (川口署第四方面主任監督官)
 第四方面主任監督官
 藤澤 知洋 (熊谷署監督課)
 安全衛生課長
 吉野 信夫 (さいたま署地方産業安全専門官)
 労災認定調査官
 坂本 美幸 (労働保険徴収課地方徴収専門官)

《熊谷署》

署長 新井 孝男 (監督課地方労働基準監察監督官)
 安全衛生課長
 東堀川 道歳 (健康安全課安全係長)
 労災課長
 斎藤 峰男 (行田署労災課長)
 地方産業安全専門官
 阿部 恭治 (健康安全課労働衛生係長)

《川越署》

署長 高橋 潔 (埼玉産業保健推進センター)
 次長 渡邊 佳子 (春日部署第一方面主任監督官)
 第一方面主任監督官
 小暮 健一 (行田署監督・安衛課長)
 第二方面主任監督官
 西澤 成利 (さいたま署第四方面主任監督官)
 第三方面主任監督官
 斎藤 克広 (川越署第四方面主任監督官)
 第四方面主任監督官
 饒平名一馬 (春日部署労災第二課長)

安全衛生課長

木下 勝規 (熊谷署安全衛生課長)
 労災保険給付調査官
 村田 明広 (総務課総務係長)
 《春日部署》
 署長 (賀澤未央) 森田 富久 (川越署長)
 次長 (賀澤未央) 野中 信孝 (所沢署次長)

第一方面主任監督官

津田 恵子 (健康安全課地方労働衛生専門官)
 安全衛生課長
 内田 明紀 (川口署第二方面主任監督官)
 労災第一課長

瀬戸口道明 (熊谷署労災課長)
 地方産業安全専門官
 松本 皇紀 (川口署地方産業安全専門官)
 労災保険給付調査官
 佐野 貴彦 (労働保険徴収課収納係長)

《所沢署》

次長 阿部 恭之 (健康安全課地方産業安全専門官)
 業務課長
 代 真一郎 (さいたま署労災認定調査官)
 第一方面主任監督官
 富樫 英樹 (川口署安全衛生課長)
 第三方面主任監督官
 珍田 隆則 (春日部署第一方面)
 労災課長
 岡崎 輝男 (所沢署業務課長)

《行田署》

署長 布施 武雄 (監督課特別司法監督官)
 監督・安衛課長
 江口 仁志 (所沢署第三方面主任監督官)
 労災課長
 小津 勇 (川越署労災認定調査官)

《秩父署》
署長 舟見鷹主講全支
井出 章（川越署次長）
監督・安衛課長 田林
里 勝弘（川口署第三方面主任監督官）
労災課長
中村 義雄（川口署労災認定調査官）
地方産業安全専門官
相原 和広（行田署地方産業安全専門官）
（員警署長）奉公 中穂
（官警署主面式一義）千恵 田朝
（員警主講全支）
（官警署主面式二義署口川）・彌助 田内
（員警）災災

● 3月31日付け退職
山崎 安男（さいたま署長）
真壁 秀夫（安全衛生課長）
内野 賢二（労災補償課長）
中島 清治（労災補償課労働者災害補償
保険審査官（主任））
矢島 実（労災補償課労災管理調整官）
鶴海 方子（賃金室長補佐）
（官警署主面式四義署口川）千奈美未
（官警署主面式四義）
（官警署谷顕）半嶋 霞
（員警主講全支）
（官門寺全支業道式射器まくら）夫留 稲吉
（官門寺主面式四義署口川）本美一
（官門寺主面式四義）

埼玉労働局の安全衛生課が ～平成23年4月1日から～ 健康安全課に名称変更します。

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の安全衛生主務課名を健康安全課または健康課に名称変更します。

これにより、埼玉労働局労働基準部の安全衛生課は「健康安全課」となります。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しており、メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が強く求められています。

このため、都道府県労働局の安全衛生主務課については、こうした国民のニーズに応え、労働者の健康確保への取り組みをこれまで以上に担う組織とすることに伴い名称変更することとしました。現在使用している「安全衛生課」・「労働衛生課」といった名称は、下の図のようになります。なお、今回の名称変更による担当業務に変更はありません。

● 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各労働局の場合

（現行） （変更後）

労働衛生課 → 健康課

※安全課の名称は、変更ありません。

● 上記以外の労働局の場合

（現行） （変更後）

安全衛生課 → 健康安全課

機械による労働災害防止対策を強化するため 労働安全衛生規則を改正しました (プレス機械対策を中心に)

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による挟まれ災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部を改正しました。

改正規則は平成23年7月1日から施行されます。

改正の概要

1 プレス機械に取り付けることができる新たな安全装置を追加（第131条）

プレスブレーキ（※1）に使用できる安全装置（プレスブレーキ用レーザー式安全装置）を追加しました。この装置は、スライドの速度を低速度（毎秒10ミリメートル以下）とすることができます、操作部を操作している間のみスライドを作動させることができるプレスブレーキに設置、使用することができます。

（※1）主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス機械

2 手払い式安全装置の原則使用禁止（第131条および附則）

手払い式安全装置は、使用禁止となります。ただし、当分の間、プレス機械の操作部が両手操作式のものに取り付けた場合に限り使用することができます。

3 機械のストローク端による危険防止措置の充実（第108条の2）

ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械に限らず、移動するテーブルなど該当するものはすべて、危険を防止する措置を講じなければならなくなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

被災された事業主の方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。
詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。

被災者の方々に配慮した求人のお申し込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払いなどについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000014tr1-img/2r9852000015fy.pdf>)にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成（中小企業の場合、原則手当の8割を助成）を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していくなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の措置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、（独）労働者退職金共済機構（電話03-3436-0151）にお問い合わせください。

（独）労働者退職金共済機構のホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でも関連の情報を伝えています。



厚生労働省・都道府県労働局

・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

埼玉労働局からのお知らせ (11)

○ 年度更新の手続等についてのお問い合わせはコールセンターへ

※コールセンターの連絡先は別紙リーフレットをご覧ください。

※電話がつながりにくい場合は、埼玉労働局・各労働基準監督署にお問い合わせください。

(受付時間) 月～金曜日：9時～17時まで（土日・祝祭日を除く。）

○ 労働保険事務組合の皆様は別のリーフレットをご覧ください。

○ 【労働保険番号の所掌が「1」の申告書】(赤色と黒色の申告書)の説明会は今年度実施いたしませんので不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

○ 集合受付の日程(土日を除く。)

監督署	月 日	時 間	会 場	所 在 地
さいたま	7月4日(月)～7月11日(月)	9:30～16:00	さいたま労働基準監督署 14階会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
川 口	7月5日(火)～7月11日(月)	9:30～16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
熊 谷	7月6日(水)～7月11日(月)	9:30～16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
川 越	7月6日(水)～7月11日(月)	9:30～16:00	川越労働基準監督署 4階共用第2会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
春 日 部	7月6日(水)	10:00～15:30	草加商工会議所 第1会議室	草加市中央2-16-10
		9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月7日(木)	10:00～15:30	サンシティホール越谷 第1会議室	越谷市南越谷1-2876-1
		9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
所 沢	7月8日(金)	10:00～15:30	三郷市商工会 第1会議室	三郷市花和田650-4
		9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月11日(月)	9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月4日(月)	13:30～15:00	飯能市東吾野公民館 第2学習室	飯能市虎秀14-5
行 田	7月5日(火)	10:00～15:30	狭山市立勤労福祉センター 1階会議室	狭山市下広瀬800 智光山公園内
	7月6日(水)	10:00～15:30	飯能商工会議所 3階ホール	飯能市本町1-7
	7月7日(木)～7月11日(月)	9:30～16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎3階
秩 父	7月7日(木)～7月11日(月)	9:30～16:00	行田労働基準監督署 1階会議室	行田市桜町2-6-14
秩 父	7月7日(木)～7月11日(月)	9:30～16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

※集合受付について

※持参していただくもの

1 概算・確定保険料申告書

2 同封の平成22年度確定保険料算定基礎賃金集計表（平成22年4月分～平成23年3月分）

3 一括有期事業（林業・建設業）は、一括有期事業報告書等

（上記集計表・報告書等は、独自にパソコン等で作成したものでも可能です。）

4 事業主印（持ち出し可能の場合）

※集合受付に関するお問い合わせは、管轄の労働基準監督署にお願いします。管轄の労働基準監督署以外の会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。なお、会場の都合上、自動車でのご来場はご遠慮ください。

※集合受付会場をご利用できない場合は、随時（6月1日から7月11日までに）、管轄の労働基準監督署、又は埼玉労働局で申告してください。

○ 【労働保険番号の所掌が「3」の申告書】（赤色と藤色の申告書）の集合受付の日程

下記の会場をご利用できない場合、随時、埼玉労働局で申告されますようご案内します。

◆ 会場日程 受付時間 午前9:00～午後3:00◆

月 日	会 場 名	所 在 地
7月1日 (金)	本庄公共職業安定所	本庄市中央2-5-1
	ランド・アクシス・タワー14階会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
	川越公共職業安定所	川越市豊田本277-3 合同庁舎4階
	飯能公共職業安定所	飯能市双柳94-15 合同庁舎2階
7月4日 (月)	川口公共職業安定所	川口市青木3-2-7
	所沢商工会議所	所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階
	行田公共職業安定所	行田市長野943
	越谷公共職業安定所	越谷市東越谷1-5-6 4階
7月5日 (火)	東松山公共職業安定所	東松山市上野本1088-4
	秩父公共職業安定所	秩父市下影森1002-1
	草加公共職業安定所	草加市弁天4-10-7
7月6日 (水)	埼玉県消費生活支援センター	熊谷市箱田5-13-1
	ランド・アクシス・タワー14階会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
	春日部公共職業安定所	春日部市下大増新田61-3
	朝霞公共職業安定所	朝霞市三原1-3-1

☆申告書の記入方法、申告、納付などの相談は、労働保険徴収課で常時行っています。

お問い合わせ・郵送先

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

さいたま労働局総務部労働保険徴収課 ※駐車場有料

Tel 048-600-6203 Fax 048-600-6223

ホームページアドレス <http://www.saitama-roudou.go.jp>

労働基準監督署

さいたま 048(600)4802	川 口 048(252)3804	熊 谷 048(533)3611	川 越 049(242)0893
春日部 048(735)5228	所 沢 04(2995)2586	行 田 048(556)4195	秩 父 0494(22)3725

公共職業安定所

川 口 048(251)2901	熊 谷 048(522)5656	本 庄 0495(22)2448	大 宮 048(667)8609
川 越 049(242)0197	東 松 山 0493(22)0240	浦 和 048(832)2461	所 沢 04(2992)8609
飯 能 0429(74)2345	秩 父 0494(22)3215	春 日 部 048(736)7611	行 田 048(556)3151
草 加 048(931)6111	朝 霞 048(463)2233	越 谷 048(969)8609	

職場における熱中症予防対策の徹底について

平成22年の熱中症による死亡災害は、平成21年の8人から33件（平成22年9月1日時点）と大幅に増加しました。昨年の7月中旬以降の急激な気温上昇が原因と考えられますので、事業場においては、猛暑の到来の前に対策を講じてください。

1 職場における熱中症の予防について

(1) 作業環境管理

- ・作業場所の冷房等によるWBGT値（暑さ指数）の低減、休憩場所の整備等を図ること。

※WBGT値とは暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さ指数で、式①又は②により算出できます。

- ・屋内の場合及び太陽照射のない場合

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \cdots \text{式①}$$

- ・屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} \cdots \text{式②}$$



WBGT測定装置 (左) 基本型 (右) ハンディータイプ

(2) 作業管理

- ・休憩時間等を確保すること、身体作業強度が高い作業を避けることなどの対策に努めること。
- ・熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けることが望ましいこと。
- ・自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取の徹底を図ること。このため、摂取を確認する表の作成、巡回などを行うこと。
- ・透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。また、クールジャケット等これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。
- ・直射日光下では通気性の良い帽子やクールヘルメット等を着用されること。

(3) 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見に対する医師等の意見の聴取、当該意見を勘案した就業場所の変更等の適切な措置の徹底を図ること。

- 上記疾患治療中の労働者については、産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。
- 労働者に対して、上記疾患治療中等の場合は熱中症予防のため対応が必要であることを教示するとともに、対応が必要と判断した場合などには申し出るよう指導すること。
- 睡眠不足、体調不良、前日等に飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理の指導、必要に応じ健康相談を行うこと。
- 作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認等を行うこと。

(4) 労働衛生教育

- 作業管理者、労働者へ教育を行うこと。

(5) 救急処置

- 緊急連絡網の作成及び周知、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行うこと。

2 事前の予測（気象条件から推測された熱中症発症予測を活用する）

- 日本気象協会熱中症予防情報ホームページ
- 環境省熱中症予防情報ホームページ

中小企業雇用安定化奨励金と 短時間労働者均衡待遇推進等助成金が 平成23年4月に統合予定です！

(このお知らせは平成23年度予算案に基づく3月末現在の情報です)

～新しい奨励金「均衡待遇・正社員化推進奨励金」（平成23年4月～）の概要～

正社員転換制度

I 制度導入（対象労働者1人目）	支給額：1事業主につき	
正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給	中小企業（※1）	大企業（※1）
	40万円	30万円

II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給

支給額：1事業主につき

中小企業	大企業
20万円	15万円

※母子家庭の母などの場合は30万円
(大企業：25万円)

共通待遇制度

正社員と共に待遇制度を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給

支給額：1事業主につき

中小企業	大企業
60万円	50万円

共通教育訓練制度

正社員と共に教育訓練制度を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給	支給額：1事業主につき	
	中小企業	大企業
	40万円	30万円

短時間正社員制度

I 制度導入（対象労働者1人目） 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給	支給額：1事業主につき	
	中小規模（※2）	大規模（※2）
	40万円	30万円

II 定着促進（対象労働者2人目～10年目） 2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	支給額：1事業主につき	
	中小規模	大規模
	20万円	15万円
※母子家庭の母などの場合は30万円 (大規模：25万円)		

健康診断制度

パートタイム労働者または有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給	支給額：1事業主につき	
	中小企業	大企業
	40万円	30万円

※1 中小企業：常時雇用する労働者が300人以下または資本金が3億円以下の事業主等（業種により異なります）

大企業：中小企業以外の事業主

※2 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主

大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

（注）平成23年3月31日までに中小企業雇用安定化奨励金の支給要件を満たした中小企業事業主の方は労働局職業安定部またはハローワーク

（問い合わせ <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou>）に申請してください。

また、平成23年3月31日までに短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給要件を満たした事業主の方は平成23年9月30日までは（財）21世紀職業財団地方事務所

（問い合わせ <http://www.jiwe.or.jp/local/index.html>）に申請してください。

（均衡待遇・正社員化推進奨励金に関するお問い合わせ先）

埼玉労働局雇用均等室 TEL 048-600-6210

業金大	業金中
円202	円200

全国安全週間説明会日程

協会名	月日	会 場	協会名	月日	会 場
行 田	6/2	ワークヒルズ羽生		6/7	富士電機機器制御(株)
所 沢	6/3	狭山市民会館		6/10	さいたま市産業振興会館
	6/3	浦和コミュニティセンター		6/10	伊奈町商工会館
浦 和	6/8	志木市民会館	大 宮	6/13	鴻巣市文化センター
	6/9	朝霞市産業文化センター		6/14	UD トラックス(株)社員クラブ
川 口	6/8	川口総合文化センター(リリア)		6/15	MMCスーパーアロイ(株)
秩 父	6/8	横瀬町民会館		6/17	北本市文化センター
	6/8	久喜菖蒲工業団地管理センター	川 越	6/9	埼玉医科大学かわごえクリニック
春日部	6/9	草加市文化会館		6/10	東松山市紫雲閣
	6/10	春日部市商工振興センター	熊 谷	6/7 ~10	各支部会場

◆ 各種講習会・行事 ◆

講 習 の 種 類		開 催 月/日	開 催 場 所	主・共催者
技 能 講 習 等	石綿作業主任者	5/9・10	NVビル(北浦和)	連合会
	鉛作業主任者	5/18・19	NVビル(北浦和)	連合会
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5/23・24・25	NVビル(北浦和)	連合会
		6/28・29・30	NVビル(北浦和)	連合会・浦 和
		7/19・20・21	NVビル(北浦和)	連合会
	有機溶剤作業主任者	6/6・7	NVビル(北浦和)	連合会
		7/26・27	NVビル(北浦和)	連合会・浦 和
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	5/11・12	NVビル(北浦和)	連合会・浦 和
		6/23・24	NVビル(北浦和)	連合会
	乾燥設備作業主任者	7/4・5	NVビル(北浦和)	連合会
フォークリフト運転技能講習		5/10・14・15・21	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
		5/14・17・18・19	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		5/20・22・28・29	さくらめいと他	熊 谷
		6/4・5	ボッシュ(株)	川 越
		6/9・11・12・18	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
		6/11・12・18・19	アイチ研修センター	大 宮
		6/17・18・25・26	さくらめいと他	熊 谷
		6/18・19・25・26	(株)中川機器製作所	連合会・秩 父
		7/9・12・13・14	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		7/13・16・17・18	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
		7/13・16・17・23・24	行田市商工センター他	行 田
玉掛け技能講習		5/13・14・15	さくらめいと他	熊 谷
		5/13・14・15	大林組東京機械工場	川 越
		6/23・24・26	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
衛生推進者養成講習		6/14	NVビル(北浦和)	連合会・浦 和

平成二十三年五月一日発行
隔月一回発行第二〇号

「労働基準ニュース」

編集兼発行者
薩島明

発行所
印刷所
布施印刷所

(社)埼玉労働基準協会連合会 (さいたま市浦和区北浦和五の三の二〇)
(電話)〇四八一八二二一三四六六

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	衛生推進者養成講習	7/15	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		7/22	川口総合文化センター(リリア)	連合会・川口
	安全衛生推進者養成講習	6/29・30	さくらめいと	連合会・熊谷
		7/11・12	川越地区労働基準協会	連合会・川越
		7/14・15	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
		7/28・29	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		6/9・10	さいたま市産業文化センター	連合会・浦和
	安全管理者選任時研修	7/13・14	NVビル(北浦和)	連合会
特別教育	チエンソー作業従事者	5/14・15	キャタピラー教習所 秩父教習所	秩父
	低圧電気取扱業務	5/18	皆野町文化会館	秩父
		6/14	春日都市商工振興センター	春日部
	自由研削といしの取り替え等の業務	5/20	川越地区労働基準協会	川越
		7/13	皆野町文化会館	秩父
	粉じん作業業務	6/3	さくらめいと	熊谷
	動力プレス金型等調整業務	7/14	さくらめいと	熊谷
	KYTリーダー研修	5/13	NVビル(北浦和)	連合会
	KYTトレーナー研修	6/16・17	NVビル(北浦和)	連合会
	リスクアセスメント 社内リーダー養成研修	5/30	NVビル(北浦和)	連合会
		7/11	NVビル(北浦和)	連合会
その他教育・講習	職長等監督者安全衛生教育	5/19・20	さいたま市産業振興会館	大宮
		5/25・26	川口機械工業(協)	川口
		5/26・27	川越地区労働基準協会	川越
		6/14・15	行田市商工センター	行田
		6/21・22	春日都市商工振興センター	春日部
	新入者安全衛生教育	6/23・24	さいたま産業文化センター	浦和
		7/20・21	春日都市商工振興センター	春日部
		5/13	川口市民ホール・フレンディア	川口
		6/20・21・22	さいたま市産業文化センター	連合会
		7/7	ワークヒルズ羽生	行田
行事等	危険予知訓練研修会	7/22	川越労働基準協会	川越
	衛生管理協議会全体会議	5/11	熊谷会館	熊谷
	安全管理協議会全体会議	6/2	熊谷会館	熊谷
	全国安全週間事業場巡視	7/1~7	各支部	熊谷
	定期総会	5/18	プリムローズ有朋	浦和
		5/18	マロウドイン熊谷	熊谷
		5/23	農園ホテル	秩父
		5/24	川口総合文化センター	川口
		5/25	大宮ラフォーレ清水園	大宮
		5/26	ワークヒルズ羽生	行田
		5/27	春日都市商工振興センター	春日部
		6/17	ヘリティジ・リゾーツ飯能	所沢
		6/21	ラボア・ラケテ	川越
		6/2	ホテルブリランテ武蔵野	連合会
	無災害表彰式	6/10	春日都市商工振興センター	春日部

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242